

## 「第15回こうち介護の日」開催委託業務プロポーザル審査要領

「第15回こうち介護の日」開催委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「第15回こうち介護の日」開催委託業務公募型プロポーザル募集要領(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 企画全体の基本的な考え方及び想定される効果(20点)
- (2) 業務推進体制(10点)
- (3) 業務全体のスケジュール(10点)
- (4) 企画内容(50点)
- (5) 経費見積(10点)

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

#### (1) 日時及び場所

令和6年8月5日(月)13時30分～

場所:高知本町ビル 5階 (高知市本町5丁目2-17)

#### (2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1者20分以内とします。

イ 順番は別途お知らせします。

ウ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、審査委員の協議により候補者と次点者を選定します。